

誓約書

私は、大鹿村の村民として、補助金の交付を受けた日から交付に係る住宅に5年以上居住することを誓います。

なお、大鹿村住宅新築事業等補助金交付要綱第8条第1項各号のいずれかに該当することになったときは補助金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

⑩

【説 明】

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、村長がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付の決定の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき 住宅新改築等補助金の全額を返還しなければならない。
- (2) 住宅用地取得補助金の対象となった住宅用地の取得後1年以内に住宅の建築に着手しなかったとき 住宅用地取得補助金の全額を返還しなければならない。
- (3) 住宅新改築等補助金の対象となった住宅又は中古住宅に、交付決定日から5年未満の間に他人への貸与、売却、転居、転出又は取り壊し等の理由により居住しなくなったとき 住宅新改築等補助金について、次に定める金額を返還しなければならない。

交付決定日からの 経過年数	返還を求める金額 (千円未満切捨て)
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%